

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙執行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

秋田県後期高齢者医療広域連合長職務代理者

副広域連合長 齊藤 滋 宣

秋田県後期高齢者医療広域連合規則第2号

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙執行規則を廃止する規則
秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙執行規則（平成19年規則第3号）は、
廃止する。

附 則

この規則は、平成21年3月31日から施行する。